

地域に伝わる伝説や民話、文化財などを紹介

にしあいづ物語100選 その81

文：長谷沼 清吉

新郷の学校に対する熱い思い



新郷村長 武藤虎一

明治新政府の最大の課題は財源の安定的確保といわれ、地租改正を行い、地価による金納の租税に改めました。若松県では明治9年(1876)4月に地租改正が終わったといわれています。

地租は当初地価の3%で始まりましたが、地租改正反対運動や農民一揆が頻繁に起き、明治10年(1877)1月には2.5%に減額されました。これを受け、第14区(当時の福島県は26区に分かれ、各区に区会所を置いていた。新郷は第14区)の区会所長阿部秀正は新郷の4つの村に1戸につき1円(当時の米価1俵=約1円)を10ヶ年にわたって蓄積し、寄付することを勧めました。それぞれの村で決議して始め、明治17年(1884)までの8ヶ年で終わりました。その額は豊洲村660円(総代：高橋清十郎)、三河村500円(総代：上野善次)、笹川村730円(総代：武藤市郎平)、富士村390円(総代：長谷沼兵次、ほかに田2反9畝22歩)、合計2,280円を献納し、この献納願の文書は現在も残されています。

この献納は明治11年(1878)から17年まで小学校の経常費として支出し、残金1,469円余を村民に貸し、利子をもって経費の一部に充てました。なお、明治10年の小学校児童数は53人・学校経費が115円余、明治20年(1887)の児童数103人・学校経費456円余となっています。はじめは村の有力者や富裕な人に貸していましたが、一般村民にも貸し付けると、元利に焦げ付きが生じるようになりました。明治26年(1893)12月の収入役交代時の「学資年賦金証書引渡目録」によれば、48人に1,537円余を貸し付けています。この貸付金の回収が村政の大きな課題となり、関係者が努力するも思うようには進みませんでした。

樟山の武藤虎一が村長に就任した明治40年(1907)12月から44年(1911)12月までの間、日夜奮闘しその努力によって、元金全部と利子の一部を回収して村の基本財産とすることができたのです。



▲滑沢・正源寺にある「新郷小学校発祥之地」の石碑。明治18年(1885)まで小学校があった。



(参考)大正14年(1925)の授業料

- ・1ヶ月30銭(当時、米1俵約10円=1,000銭)25日限り徴収
- ・2人以上同時に就学の場合は1人のほかは半減または一部免除
- ・納付する能力なき者 全月欠席全月休業

お詫びと訂正

12月号20ページのにしあいづ物語100選のタイトル「西代官所役人が起こした奇妙な刃傷事件」は「代官所役人が起こした奇妙な刃傷事件」の誤りでした。お詫びして訂正します。

今月の表紙

今月は、町シルバー人材センターで行われた門松製作から。毎年、町民の皆さんからの注文を受け、一つ一つ丹精込めて製作されています。

編集後記

明けましておめでとうございませう。広報の取材をはじめ、日々お世話になっている皆さんへの感謝の気持ちを忘れずに頑張っていきたいと思っております。本年もどうぞよろしくお願いいたします。(伊藤)

